

参照条文（労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案関係）

○ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第三章の二 社会復帰促進等事業

第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業

三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業

② 前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める。

③ (略)

○ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

（法第二十九条第一項第三号に掲げる事業）

第二十四条 法第二十九条第一項第三号に掲げる事業として、労働時間等設定改善推進助成金、職場意識改善助成金及び受動喫煙防止対策助成金を支給するものとする。

（労働時間等設定改善推進助成金）

第二十五条 労働時間等設定改善推進助成金は、次の各号のいずれにも該当する中小企業事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。第二十九条において同じ。）の団体又はその連合団体（以下この条において「事業主団体等」という。）に対して、その実施する第一号に規定する措置の内容に応じて、支給するものとする。

一 その構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善が図られるよう、当該構成事業主に対し、相談、指導その他の援助の措置を行った事業主団体等であること。

二 前号に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主団体等であること。

第二十六条 削除

第二十七条 削除

（職場意識改善助成金）

第二十八条 職場意識改善助成金は、次のいずれにも該当する中小事業主に対して、支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する中小事業主であると都道府県労働局長（ロに規定する計画にロ(3)(iv)に掲げる措置が記載されている場合には、厚生労働大臣。）が認定したものであること。

イ 労働時間等の設定の改善に向けた職場における意識の改善（以下「職場意識改善」という。）に積極的に取り組むこととしてい  
ること。

ロ 職場意識改善に係る(1)に掲げる実施体制の整備のための措置、(2)に掲げる職場意識改善のための措置及び(3)に掲げる労働時間等

の設定の改善のための措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届け出ているものであること。

(1) 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会の設置等労働時間等の設定の改善を効果的に実施するために必要な体制の整備並びにその中小事業主の雇用する労働者からの労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任

(2) その中小事業主の雇用する労働者への当該計画の周知及び職場意識改善のための研修の実施

(3) 労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇の取得の促進のための措置、所定外労働の削減のための措置及び労働時間等の設定の改善のための次に掲げるいずれかの措置

- (i) 労働者の多様な事情及び業務の態様に応じた労働時間の設定
  - (ii) 子の養育又は家族の介護を行う労働者その他の特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与その他の必要な措置
  - (iii) 在宅勤務その他の多様な就労を可能とする措置（iv）に掲げる措置を除く。）
  - (iv) 情報通信技術を活用した勤務（一週間について一日以上在宅で勤務を行うものに限る。）を可能とする措置
- 二 前号ロに規定する計画に基づく措置を効果的に実施したと認められる中小事業主であること。
- 三 前二号に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小事業主であること。

（中小事業主等の特別加入）

第四十六条の十九（略）

2（略）

3 法第三十三条第一号及び第二号に掲げる者の従事する業務が、次の各号のいずれかに該当する業務（以下「特定業務」という。）である場合は、第一項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書にその者の業務歴を記載しなければならない。

一（略）

二 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）別表第一の二第三号3の身体に振動を与える業務

三・四（略）

4（略）

○ 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）

第二十五条の二 使用者は、法別表第一第八号、第十号（映画の製作の事業を除く。）、第十三号及び第十四号に掲げる事業のうち常時十人未満の労働者を使用するものについては、法第三十二条の規定にかかわらず、一週間について四十四時間、一日について八時間まで労働させることができる。

②④（略）